

# 観光防災動画制作等業務委託 仕様書

## 1 業務名

観光防災動画制作等業務

## 2 業務目的

受入環境整備の一環として、安全安心の取組や観光客が災害時に取るべき行動を分かりやすく説明した動画等を制作し、情報取得できる環境を整える。

## 3 業務内容

- (1) 動画の企画・制作
- (2) 動画制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集、グラフィック作業等の業務一式
- (3) 動画の複製
- (4) PRツールの企画（チラシ、ポップ等）
- (5) その他上記業務に付随する業務

## 4 企画・構成

- (1) 本業務は、和歌山県を訪れる観光客向けに防災意識を高め、県内の沿岸部において地震・津波が発生した際の緊急時の対応方法をまとめた短編動画を制作する。  
(2～3分程度、1本、英語・日本語対応)
- (2) 動画構成には下記の内容を含めること
  - ・自然災害（特に地震・津波）についての説明
  - ・地震発生時の対応方法（海水浴場や海岸沿いで滞在している際に地震が発生したことを想定）
  - ・お役立ち情報の紹介（看板表示、アプリ情報、市町村防災マップ など）
- (3) 動画内容について、前記（1）（2）を前提に、下記の内容に留意し、資料により委託者に提案・説明を行い、協議のうえ決定する
  - ①視聴時間が視聴者に負担にならない長さにすること（2～3分程度）
  - ②防災専門家の意見や地域DMO等の意見を取り入れた内容にすること
  - ③動画をみるだけで、言葉がわからなくても理解できる動画にすること
  - ④親しみやすい声で、明瞭で落ち着いたトーンの内레이션ョンをいれること（日本語・英語）
  - ⑤和歌山県の海岸沿いの魅力を含めた動画にすること
  - ⑥旅行意欲を極度に下げするような動画にしないこと
  - ⑦旅マエ、旅ナカでの効果的な視聴方法も提案すること（動画を流し続けるのではなく、情報を必要とする観光客がスムーズに取得できる方法）
- (4) 上記の動画については、イメージに合致するBGMのほか、テロップ（日本語、英語）を入れ、聴覚障害者や外国人にも配慮した仕様で制作すること。BGMは基本的にオリジナル又はフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- (5) 制作にあたっては新規作成及び撮影を基本とするが、受託者が所有している動画や借用動画を使用することも委託者と協議のうえ可とする。借用動画等を使用する際の手続き等は受託者にて行い、その際の費用も受託者において負担すること。

(6) 専門家等への意見を聴取する場合などの必要となる調整及び撮影許可等の各種手続きは、受託者にて行うこと。

(7) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きは受託者にて行うこと。

## 5 撮影条件

フルHDまたは4Kの高解像度で撮影すること。

## 6 委託期間

契約締結時から令和7年3月31日(月)

## 7 経費

原則として以下の事項を含め、全ての経費を委託費に含めること。

- (1) 計画・管理・運営準備費(連絡調整、撮影、収録費用等)
- (2) 動画制作・編集費
- (3) DVD・データ制作費
- (4) 人件費、旅費(受託者の運営費用)

## 8 納品

### (1) 納品形態

ア DVD 原盤2枚及び複製10枚(DVD-VIDEO形式)

※原盤はコピーガード処理を行わないこと

イ USBメモリー2個

ウ 動画共有サイトにアップロード可能な形式

エ 実績報告書

### (2) 納入期限

令和7年3月31日(月)

### (3) 納入先

〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番地(和歌山県庁東別館2階)

和歌山県地域振興部観光振興課

TEL: 073-441-2777 FAX: 073-432-8313

E-mail: e1004001@pref.wakayama.lg.jp

## 9 留意点

### (1) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

### (2) 成果品の利用(二次利用)

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用できるものとする。なお、受託者は成果物の変更、切除、その他の改変することを了承するとともに、著作者人格権を行使しないものとする。

### (3) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

#### (4) 納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な動画情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

#### (5) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、和歌山県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

#### (7) 著作権・肖像権

① 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。

また、その他の動画・写真（風景・凶画等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

② 受託者は、使用する動画・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。制作に関して肖像権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。

#### (8) その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。